

第4回札幌市行政評価委員会 (第3回ヒアリング)

会 議 録

日 時：2025年10月10日（金）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

【出席者】

行政評価委員	平本委員長、内田副委員長、小島委員（オンライン）、高崎委員、高橋委員
事務局	総務局改革推進室長、推進課長、推進担当係長、担当者

（ヒアリング）

①（公財）札幌市公園緑化協会	建設局みどりの推進課長、事務係長、事務係担当者、みどりの管理課長、公園維持係長 （公財）札幌市公園緑化協会事務局長、財務部長、事業部長
②札幌市森林組合	建設局みどりの推進課長、事務係長、事務係担当者、（建）みどりの活用担当課長、自然緑地係長、自然緑地係担当者 札幌市森林組合代表理事組合長
③（一財）札幌市職員福利厚生会	総務局職員健康管理課長、厚生担当係長 札幌市職員福利厚生会事務局長、総務係長、事業担当係長
④（一財）札幌下水道公社	下水道河川局経営企画課長、調整担当係長、処理施設課長、委託管理担当係長 （一財）札幌下水道公社理事長

1. 開 会

●平本委員長

定刻になりましたので、令和7年度第4回札幌市行政評価委員会（第3回ヒアリング）を開始したいと思います。

それでは、早速ですが、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

●推進課長

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、傍聴の方は、今のところいらっしゃいません。

小島委員は、オンライン参加でよろしくお願いいたします。

本日ですが、9月から12月にかけて全8回予定している出資団体ヒアリングの3回目となります。

次第のとおり、本日は、公益財団法人札幌市公園緑化協会、札幌市森林組合、一般財団法人札幌市職員福利厚生会、一般財団法人札幌下水道公社の順番で、4団体のヒアリングを実施いたします。

前回同様、時間内に聞き取れなかった点がありましたら、ヒアリング後、事務局で対応させていただきます。

それでは、ヒアリングに入りたいと思いますが、ここまでで、何かご質問などがある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

2. 議 事

●推進課長

それでは、1団体目、公益財団法人札幌市公園緑化協会です。

団体所管課はみどりの推進課、そのほか関係所管課、団体の方をご案内いたします。

〔 所管事業部局、出資団体入室 〕

●推進課長

本日は、よろしくお願いいたします。

最初のご発言のみ、肩書とお名前をおっしゃっていただくことと、マイクを通してのご発言にご協力をお願いいたします。

マイクは前後に1本ずつ用意しております。

それでは、早速ですが、ご準備ができましたら、5分間をめどに団体概要、事業概要、関与が必要な理由など、資料のポイントについて簡潔にご説明をお願いいたします。

●建設局

建設局みどりの推進部みどりの推進課長の後藤と申します。

ただいまから、公益財団法人札幌市公園緑化協会につきまして、お手元の団体概要資料に基づいて説明をさせていただきます。

初めに、1ページの団体情報からご説明をいたします。

札幌市公園緑化協会は、昭和59年9月1日に設立されまして、市の出資割合は25%です。

都市緑化、公園緑地などの事業を通じまして、みどり豊かで潤いのある持続可能な都市づくりの推進、そして、健全な地域社会の形成などに寄与することを目的として設立されました。

札幌市公園緑化協会への出資を通じまして、札幌市都市緑化基金の管理運営や公園緑地の管理、民有地の緑化推進等を総合的に進めていくことで、本市の緑化推進施策をより効果的に進めていくことを出資の目的としております。

次に、出資の必要性についてです。

2ページ目の6、所管局による検証をご覧ください。

指定管理者制度の導入によりまして、公園の管理においては、多様な主体が参入するようになってきておりますが、札幌市公園緑化協会は、長年にわたる公園管理の経験を通じて積み上げてきたノウハウや専門性を有していることから、依然として多くの公園の指定管理を担っており、公園の適切な管理運営のために札幌市公園緑化協会が果たす役割は引き続き重要であると考えております。

また、都市緑化の推進を目的として行っている都市緑化基金等事業は、札幌市公園緑化協会の中に基金を造成し、運用、管理及び運用益による事業を行っているものです。

これらのことを踏まえまして、今後も出資者として一定の責任を果たせる範囲での出資を維持しつつ、緊密な連携を継続する必要があると考えております。

続きまして、札幌市公園緑化協会が実施している四つの事業についてご説明をいたします。

3ページをご覧ください。

まず一つ目は、都市緑化基金等事業です。

この事業は、札幌市都市緑化基金の造成、管理、運用を行うとともに、基金の運用益などを活用し、民有地緑化、緑化推進に関する普及啓発、ガーデニングボランティア等の人材育成及びコミュニティの活性化を図る事業などを実施しているものです。

札幌市都市緑化基金は、札幌市公園緑化協会の中に造成している基金となりますので、民間代替性はバツとしております。

次に、二つ目、4ページ、指定管理等公園施設事業です。

この事業は、大通公園などの指定管理者として、都市公園等の管理運営を行っているものです。

都市公園の管理運営を通して、ソフト・ハード両面から利用者の総合的な満足度を向上させ、公園緑地の保全と多様な利用、都市緑化の推進及びその普及啓発を図っております。

次に、三つ目、5ページ、公園施設等附帯収益事業です。

この事業は、公園緑地・施設利用者の利便性と市民サービスの向上を図るため、公園施設等における常設売店営業、自動販売機の設置、臨時売店、移動販売車といった便益事業を行っているものです。

最後に、四つ目、6ページ、国営公園等受託事業です。

この事業は、滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を受託する共同体の代表団体として、一般財団法人公園財団と連携をしながら、全体のマネジメント及び各事業の企画立案や園内施設等の適正な管理を行っております。

続きまして、市OBの役員・管理職情報について、7ページをご覧ください。

札幌市公園緑化協会には、出資団体の管理運営における公共性、透明性を担保するため、常勤の理事長と事務局長として札幌市OBが就任をしております。

なお、今年度より、現職職員の札幌市公園緑化協会への派遣を引き上げることによりまして、人的関与の見直しを行っております。

札幌市OBの再就職については、今後必要最低限の人数として継続されていく見通しです。

以上で、公益財団法人札幌市公園緑化協会についての説明を終わります。

●推進課長

それでは、委員の皆様から質問等があれば、お願いいたします。

●高橋委員

指定管理等公園施設事業に関しては、他の自治体ではどのような形で運営されているのか、民間が代替しているようなところがあるのかどうかをお尋ねいたします。

●建設局

指定管理事業におきまして、他の政令指定都市の状況でございます。

札幌市と同様に、公園緑化に関わる事業を実施する出資団体を有しているのは12市でございます。

順番が前後しましたが、札幌市の公園の指定管理は、ほぼ公募となっております。

札幌市公園緑化協会が受注している中で、非公募のものが一つあります。それは、スポーツ局が所管しているもので、公園全体を管理している指定管理者に、その中の野球場の指定管理を委託するというもので、それ以外は公募で行っております。

他都市の状況ですけれども、出資団体を有している市が12市ありまして、札幌市と同様に、全て公園の指定管理業務を担っているという状況でございます。

●高橋委員

それ以外の市はどのような状況か、教えていただけたらと思います。

●建設局

みどりの管理課長の濱岡でございます。

それ以外の政令市等は、公園緑化協会みたいな団体に類するものも当然ございますけれども、民間が指定管理者をやっているところが多いかと思えます。

申し訳ございませんが、今、正確な数字を持っておりません。

●高橋委員

ありがとうございます。

●推進課長

ほかにごいませんか。

●平本委員長

今のことに少し関連するのですが、民間でもできることなら民間にお願いするのがいいのではないかというのが、大きな意味でのこの行政評価委員会の立場です。ノウハウあるいは専門性のところで、公募をしても札幌市公園緑化協会以外になかなか手を挙げてもらえないというのが札幌市の状況でしょうか。少し長いスパンで見たときに、今お持ちのノウハウや専門性を少しずつ民間に提供していきながら、民間の担い手を育てていくようなことは視野に入っているのか、この2点についてお教えいただけますでしょうか。

●建設局

指定管理を公募している公園ですけれども、札幌市公園緑化協会しか公募に応募がない公園、それから、民間企業が公募に応募している公園、それぞれございます。

ざっと見ると、指定管理の前に管理委託していた時代に札幌市公園緑化協会が管理していた公園、例えば、大規模な公園ですとか、特殊な施設があるような公園というのは、指定管理者制度開始後も札幌市公園緑化協会が参入をしていて、ノウハウの蓄積を生かしたいという提案をさせていただいていると考えております。

あとは、民間企業がこういった公園に応募してくるかですけれども、造園業界も建設業界と同様、人手不足という傾向にありますので、それぞれの会社が判断している部分も多いのかなと思います。

また、民間企業と札幌市公園緑化協会がコンソーシアムを組んで公園の管理を担っている例もございますので、そういったところで技術伝承も行われるのかなと考えております。

●推進課長

ほかにごいませんか。

●高崎委員

指定管理等公園施設事業がここの事業のメインになっていると思うのですが、収支について教えていただければと思います。

こちらの手元資料を見ると、令和5年度、令和6年度は、ともに収支差が6,900万円、6,400万円の赤字になっておりまして、4期連続で赤字収支が続いているという記載が読み取れました。

指定管理料も若干上がってはきているのかなと思うのですが、多分、それよりも事業費のほうが上昇しているというのがこの傾向なのかなと思っておりまして、民間に移したいとなったとしても、多分、この収支だと誰も引受け手がないというのが現実なのかなと思っております。

指定管理料はある程度決まった数字かと思うのですが、そのほかの自主事業というところで、何か、この収支を改善するような動きというのが、この事業の中で、今、あるのかどうか、教えていただければと思います。

●札幌市公園緑化協会

札幌市公園緑化協会事務局長の新谷と申します。

ただいまの質問ですけれども、指定管理全般で赤字ということで、これは慢性的に続いているような状態でございます。

一つは、昨今の物価上昇が市の査定よりも上回ってしまって、赤字が続いているということですが、そこで、先ほど、収益事業という説明があったと思うのですが、いわゆる我々で行っている自主事業で穴埋めをしていかなければ

ばならないのですが、それ以上に物価上昇が最近続いていて、苦しい状態が続いているということです。

ただ、我々も黙ってやっているというわけにもいかないものですから、自主事業につきましては、いろいろと知恵を絞りながら行っておりまして、最近では、一昨年から中島公園で焼き芋のイベントをやったり、去年は商工会議所と一緒にライトアップ事業を行ったりといったような事業をやって、少し収益のアップを図っています。

あとは、最近、インバウンドで、これはありがたい話なのですが、大通公園のトウキビなどの売行きが非常によく、自然っぽい公園では、シマエナガみたいなグッズが非常に売れているということで、そういったようなグッズを販売したり、絵はがきを売ったり、百合が原公園ではユリの根を使ったどら焼きを売ったりなど、本当に小さい収益から大きなイベントまで、考えて行っているのですけれども、黒字までには行かないという状況でございます。

●推進課長

ほかにございませんか。

●小島委員

今の収益事業の中で、今日の趣旨で言うと、赤字がという話も少しあったので、どうしているのかなという細かい話を聞かせていただくのですけれども、公園だと自動販売機などが置かれているケースが結構多いと思うのですが、これらの収入は、一応、こちらの財団の売り上げということになっているのですか、それとも、市に納めておられるのでしょうか。

●札幌市公園緑化協会

収益事業ですので、我々の収入になります。

●小島委員

それを設置するときに、入札にかけたりするパターンと、1台幾らという形で固定的に利用料を設定しているケースがあると思うのですけれども、どのようにされていますでしょうか。

●札幌市公園緑化協会

自販機の会社と、状況を見ながら、彼らの提案というか、プロポーザルを受けまして、我々の収益が一番上がる方法を採用しています。

売上げの何%、プラス、そこに置くことによってインセンティブを幾ら出すなど、自販機によっては違うのですけれども、我々の中で一番都合のよい契約になっております。

●小島委員

海外ですと、まとめて一つの会社にどかっと販売する代わりに、高い利用料をもらうなど、いろいろ工夫のやり方はあるのかなと思っておりますけれども、今、個別に見ておられるという理解でよろしいですか。

●札幌市公園緑化協会

基本は、まとまった単位での選択となっています。

●小島委員

分かりました。

これは枝葉の話ですが、その辺、入札にかけると利用料収入が上がるなど、いろいろな方法があると思うので、ぜひそこは工夫をしていただきたいというのが一つあります。

それから、市のOBの方が来ておられますということで、事務局長が1人と管理職が1人というのは先ほどご説明いただいたとおりですけれども、常勤の一般職の方が3名おられると思うのですが、この方々がどういう役割を果たしておられるのかを教えていただけますか。

●札幌市公園緑化協会

季節雇用の作業員といいますか、公園の作業をやっている方で、消防局の退職者など、そういったような方々です。

●小島委員

別に、消防設備を点検してもらうために雇っているわけではなくて、普通の公園管理業務をお願いしている感じでしょうか。

●札幌市公園緑化協会

そうですね。消防士が退職して、うちにアルバイトで応募してきて、一般の公園の作業をやっているということです。そのほか、学校の用務員など、現業関係で市で働いていた方が、公園で作業員として働いているということです。

●小島委員

今、アルバイト的な言い方をされていたと思うのですが、実際の働き方は、普通の一般職員、要するに、財団の正規職員という立てつけになりますか。

●札幌市公園緑化協会

臨時の職員でございます。

●小島委員

分かりました。

財団自体としては、職員は毎年ある程度の人数がいるので、別にOBの方がいなくても回る組織なのかなという印象を持っていますし、しかも、今のお話だと、前職の専門性をすごく強く評価して雇用しているのではなさそうな感じがするのですが、市のOBの方をここに入れる理由というか、訳があれば教えていただけますか。

●札幌市公園緑化協会

彼ら、この3人については、特に市の職員だから雇ったということではなくて、一般的に応募してきて、普通に面接をして採用しているということで、市のキャリアとは一切関係なく考えております。

●小島委員

分かりました。

ありがとうございました。

●推進課長

ほかにございせんか。

●内田副委員長

一番最初の事業、基金のところですけども、民間代替性がバツになっている理由として、基金が内部にあるのでいうご説明されていたのですが、例えば、収支を見ると、運用益がないと収支が取れないという理由ではないようですけども、うまく基金をやめると、もしかしたら、民間に任せても大丈夫なような感じがするのですよね。投資したものを基金に回してしまうと、もうそれは民間の代替性がなくなってしまうという論理にも聞こえるので、もう一回説明していただきたいと思います。

収支的に見ると、民間でもいいのかなと思える点もありますので、よろしくをお願いします。

●建設局

まず、都市緑化基金の経緯を説明させていただきますと、昭和の時代になります。昭和56年、旧建設省都市局から、募金方式による基金を設置して、運用益による都市緑化事業をするようにという通知がありました。

自治体が直接基金を運用する場合もあったのですが、この時期、札幌市では、公園維持管理業務を外部委託するというような機運が高まっていたこともありまして、ほかの政令市における状況も勘案しながら、公園維持管理業務を受託できる札幌市公園緑化協会を設立して、その中に基金を造成して、運用

管理、運用益における事業を担ってもらうことにしようということで設立したのが札幌市公園緑化協会、そして、札幌市都市緑化基金という状況でございます。

●内田副委員長

そうすると、当初のやり方とは違って、今、運用益というのは、収入のところには入っていないような感じがするのですけれども、どこかには入っているのでしょうか。設立当時の目的とやり方は理解できたのですけれども、社会状況が大分変わって、運用益がどこに行っているのか。特に運用益が収入に入っていなかったら、民間でもいいかなと素朴に思うのですけれども、どこかに入っているのですか。

●建設局

３ページの表で言いますと、その他収入の中に運用益が入っております。

●内田副委員長

基金はどれくらいあるのですか。

●建設局

現在の残高は、５億４，０００万円でございます。

●内田副委員長

もう一点、運用はどんな感じでやっているのですか。日銀がゼロ金利、マイナス金利などをやっているので、Ｒ５年度は分かるのですが、このくらいですか。

●札幌市公園緑化協会

札幌市公園緑化協会財務部長の若林と申します。

利率につきましては、ご存じのように、かなり悪い時期に来ていまして、先般、ようやく上がってきているところではあるのですが、ここ数年、１０年前ぐらいですと、利息で８００万円程度稼げたのが、昨年ですと、大体半分以下になっている状況です。

当然、買換えが来るので、当時は、国債の１０年物で回していたのですが、利息が取れなくなってきたので、２０年物、３０年物を買わざるを得ない状況なものですから、今はまだ３０年物を持っているような状況です。

ですから、利率でいけば、もう今ですと、私どもで持っている３０年物は、０．８％など、１％を切っているようなものなので、正直、利息も大したことはないのですけれども、一応、満期保有を目的としているものですから、満期が来るまではそれで回していかなざるを得ない状況のため、そこで、事業縮小をしたり、取崩しを検討しているところでございます。

●内田副委員長

株式などのリスクなところはやっていなくて、あまりリスク分散などはやらずに、本当に固いところだけで運用されているということなのですね。

●札幌市公園緑化協会

私どもで規定をつくっていまして、基本的には、国債、道債、市債で、一部、収益で持っているような財産などは、電力債などを多少可能にはしています。そのほか、優先株式を若干持ってはありますが、それも収益の財産として持っているだけです。基本的な財産につきましては、基金とか、基本財産は、国債、市債、道債で運用している状況です。

●内田副委員長

そうすると、誰がやってもそういうやり方だとできると思うのですけれども、投資、運用益についてはそういう決まりがあって、それに忠実に、ほかはできないということになっているのですか。

●札幌市公園緑化協会

基金等の基本財産については、そういったもので運用するという規定になっ

ていますので、現状ではそうです。それ以外のものは、利回りのいいものなど、その時の状況を勘案してということなので、収益で持っているものは、多少可能性はあると思います。

ただ、やはり、株式は難しいところもありますので、現状は運用しているものはないです。

●内田副委員長

ありがとうございます。

●推進課長

ほかにごいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●推進課長

ご質問がなければ、少し早いのですけれども、これでヒアリングを終了とさせていただきます。

それでは、これで次の団体、所管課との入替えとなりますので、所管課と財団の皆様は、ここでご退室をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

{ 所管事業部局、出資団体退室 }

●推進課長

それでは、2団体目は札幌市森林組合で、唯一の組合となります。所管課は建設局みどりの推進課になります。

{ 所管事業部局、出資団体入室 }

●推進課長

お越しいただき、ありがとうございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

最初のご発言のみ、肩書とお名前をおっしゃっていただくことと、マイクを通してのご発言にご協力をお願いいたします。

マイクは前後に1本ずつ用意しております。

それでは、5分間をめどに団体概要、事業概要、関与が必要な理由など、資料のポイントについて簡潔にご説明をお願いいたします。

●建設局

建設局みどりの推進部みどりの活用担当課長の西村でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

札幌市森林組合について、令和7年度の団体概要資料に基づいて説明いたします。

資料の1枚目をご覧ください。

当該森林組合ですけれども、森林組合法という法律に基づき設立されました協同組合となっております。

目的としましては、森林の保続培養、森林の生産力増進などとしておりまして、豊平町森林組合として昭和17年に発足しております。

その後、昭和36年に札幌市と豊平町が合併したことによりまして、札幌市森林組合と名称変更しております。

続きまして、出資金と出資目的についてでございます。

豊平町森林組合時代の昭和28年頃に、札幌市から3万円を出資しまして、組合員となっております。その後、昭和50年に組合の余剰金300万1,200円が組合から札幌市に寄附されております。これを札幌市が出資金として拠出

しまして、合計で303万1,200円を出資しているところでございます。

出資比率が33.4%となっております。

出資の目的でございますが、市内の森林の整備を推進し、当該団体を支援していくことを目的としているところでございます。

出資の必要性についてでございますが、森林組合は、森林組合法第9条に基づきまして、組合員の委託を受けて行う森林の施業または経営や、森林の保護に関する事業等を行うことが責務となっております。組合員である札幌市の森林整備を推進していく上で非常に重要な役割を担っているところでございます。

また、あわせて、札幌市内には、札幌市が所有する市有林と民間が所有する私有林を合わせて、約1万5,000ヘクタールという広大な森林があります。その上で、土砂災害の防止や水源涵養などの森林が持つ公益的機能を発揮させるということが、市民全体の利益を確保することになりますので、市の財政管理は妥当ではないかと考えているところでございます。

次に、人的関与の状況についてでございます。

これまで、みどりの推進部の部長職が当該団体の理事に就任していたところですが、理事就任に関する組合の総会というのが例年2月下旬に開催されております。そこで理事に選任されるのですが、その後、3月末の札幌市の人事異動に伴いまして、現在は、退職に伴いまして、理事が就任していないという状況になっております。

ただ、一方で、市は、出資者として森林組合の経営状況や組織の構築等に関する指導を行う必要がありますから、理事会にオブザーバーとして参加し、意思決定や森林組合の経営状況を把握しているところでございます。

次に、札幌市の森林組合が実施している主な事業を二つ説明させていただきます。

資料の2枚目になります。

まず、森林整備事業についてですけれども、札幌市が所有する市有林や民間が所有する私有林の森林の持つ公益的機能を発揮させることを目的としまして、間伐作業や木材を生産するための主伐、皆伐になります。皆伐した後の造林、植栽等を実施しているところでございます。

もう一つですけれども、販売事業になります。こちらは、森林整備により産出された木材の販売を行っております。

木材の販売につきましては、森林組合の収益に直接つながるものと考えておりますので、積極的な事業実施が必要と考えているところでございます。

簡単ではございますが、札幌市森林組合についての説明は以上でございます。

●推進課長

それでは、委員の皆様からご質問などがあれば、よろしくお願いします。

●高崎委員

2点ありまして、1点目からお伝えします。

出資者の中で、1位が札幌市で、2位が北広島市で、その他の組合員で61.6%になっていると思いますが、具体的にどういう団体だったり、どういう方が組合員になっているかを教えていただきたいのが1点です。

事業ごとの状況で、森林整備事業と販売事業を記載いただいています。森林整備事業のほうが、令和6年度になって事業費が高騰していて、収支差額が2,800万円のマイナスになっております。その事業費が高騰した理由をお聞きしたいのと、それにもかかわらず、採算性が丸になっておりまして、2点目の事業内容2の販売事業のほうが、今度はこちらが逆に、収支改善しているのに採算性がバツになっていまして、ここがちょっと不整合かなという印象があっ

たので、何か理由がありましたら教えていただければと思います。

●建設局

まず、札幌市と北広島市以外の出資者ですけれども、主には個人です。森林を所有しておられる各民間の所有者の方、全部で223人が出資者としておりますので、ほぼほぼ個人の方になろうかと思えます。

それから、二つ目の森林整備事業と販売事業の収支の関係ですけれども、まず、森林整備のほうですが、委員がおっしゃったとおり、令和6年度は減益となっております。こちらの主な理由としましては、維持管理業務の受注額の減少という事情はあったのですが、3か所の皆伐作業等も行って、森林整備の売上げとしては前期より1,369万円ほど増額になっているところですが、一方で、札幌市から受託した一部業務で施業の遅れ等が生じたということで、組合が外部に委託したり、委員がおっしゃっていたような燃料、資材の高騰ということも相まって、逆ざやになってしまったということが令和6年度の主な原因となっております。

それと、もう一つ、木材販売ですけれども、こちらの集計が、令和1年から5年までの集計ですと、収支でマイナスになっておりまして、それで採算性がバツということになっております。

ただ、令和6年度は増えていますので、2年度からの集計ですとプラスに転じますので、そこは丸ということになるのですが、集計の仕方ですということになっております。

●推進課長

ほかにございませんか。

●平本委員長

他の政令市の状況を見ると、森林組合に出資しているのは札幌市のみで、出資している理由というのは、設立の経緯に関わると思うのですよね。

仮に、もし現在の出資を全部引き揚げたとしたときに、この札幌市森林組合という組織は、当然、事業は続けていくと思うのですけれども、その場合に、冒頭におっしゃった森林保全や自然災害を事前に防ぐとかといった観点から、何か問題というのはあり得るのか、ストレートな質問で大変申し訳ないのですけれども、教えてください。

●建設局

一概に、単純には答えを出せないかと思うのですが、札幌市が出資している意味合いとしまして、やはり、市が出資することによって公的な信用力が高まるとか、例えば、組合も事業を行っていく中で、金融機関からの借入れ等もあるかと思えますので、そういったところでの信用力的な裏支えの部分はあるかと思えます。

ただ、一方で、組合の経営が割としっかり安定している部分もございまして、仮に出資金を引き揚げるということになっても、すぐすぐ組合の経営に影響はしないものではないのかなと考えているところでございます。ただ、一度に大きな金額をとなりますと、少々問題も出てくるかと思えますので、そのあたりは慎重に考えていきたいかなと思っております。

●平本委員長

よく分かりました。

ありがとうございます。

●推進課長

ほかにございませんか。

●内田副委員長

森林組合に対して出資している政令市指定都市は札幌市のみということで、過去の経緯などを見ると、ほかの政令指定都市は、もともと出資していて引き

揚げていった状況が今なのか、そもそも昔から出資していたのが札幌だけだったのかというのを教えていただきたいのと、引き揚げるとしても、300万円ほどなので、引き揚げても、あまり影響がないのかなと聞いていて思いました。

あわせて、高崎委員から質問があった事業内容1で、収支が赤字なのに採算性が丸になっている点を私は聞き逃したのですが、逆ざやとかそういうことだったのですか。

●建設局

おっしゃるとおりです。

●内田副委員長

分かりました。

それでは、最初の2点をよろしくお願いします。

●建設局

他の政令市に関して、出資の有無というところは、正直なところ、把握できていない部分でございまして、ただ、政令市の中で、単独でというか、札幌市森林組合というような形で関わっている政令市も札幌市だけでございまして、他の政令市も、もっと広域、例えば、県レベルといった形での森林組合ということで、おのおの都市の森林の整備をやっていると聞いているところです。

逆ざやのお話は、委員がおっしゃったとおり、受注額に対して、組合から下請け事業者への再委託額が、施業時期等の関係もあって、組合にとって適正な価格での下請け事業者への発注というのがなかなか難しかったというところでマイナスになっております。ただ、一方で、今年度以降は、きちんと積算等もしていただきまして、札幌市からの受注業務に対して組合からの再委託、下請業者に発注する金額というのも適正に管理されていて、そういったあたりで採算性が上向いてきておりますので、採算性は丸ということで書かせていただいているところです。

●推進課長

ほかにございませんか。

●小島委員

今、内田副委員長と高崎委員からもご指摘いただいたように、採算性のところでかなり心配だよねというところがあると思っていて、そのところは、既にほかの委員からもご質問があったとおりですので、懸念はしていますよということをまずお伝えしておくとともに、組合の財務の問題は、それはそれで何とかしないといけないと考えております。

もう一つは人員構成で、プロパー職員の方が、50代が5人、40代が1人、30代が2人で、後がいまませんというような状況で、組織としては、本当に維持できるのかという懸念があるような年齢構成になっているわけです。

この札幌市森林組合自体は、今後、人を増やしていく、あるいは、退職をするところで20代の方を雇用して、ちゃんと組織を維持していく感じなのか、それとも、今いる人たちが辞めたらもう解散するのですという感じなのか、その辺、年齢構成だけを見ていると、解散するのかしらみたいに見えて、サステナブルではないなという印象を持つのですけれども、このあたりをどのようにお考えになっているのか、教えていただけますでしょうか。

●推進課長

これに関しては、組合から回答していただきたいと思います。

●札幌市森林組合

初めまして。札幌市森林組合代表理事組合長をしています吉田と言います。

先ほど、小島委員から、人員構成がいびつなのではないかというご指摘がございました。

当組合も、事業継続の上で、若い人を求めています。ただ、過去の事例を見ますと、なかなか合わないという形で辞めていった経緯がございます。

現在残っているのが40代と50代ですけれども、この方々は、ほかの森林組合や林業事業体でそれなりに技術を身につけた方でございます、給料もそれなりに払っております。

森林組合というか、林業業界全体がそうなのですが、なかなか若手の定着がうまくいっていないと聞いております。

そこで、北海道が、5年前、私らは北森カレッジと言っておりますけれども、林業学校を設立し、定員40名でございますが、今年の入学者が18名ということで、この問題は当組合だけの問題ではなくて、北海道、全国の問題でございます、個別には道森連を通じて、それなりに人も構成等を考えながらやっているという現状でございます。

●小島委員

増やそうと努力はしているけれども、なかなか定着しないということをおっしゃっているという理解でいいですか。入れてはいるのだけれども、定着しなかったということですね。

●建設局

そういうこともあるということでございます。

●小島委員

分かりました。

この辺は気をつけないといけないとは思っていて、そうはいつでも、足していかないと、どんどん皆さんが高齢化して、年を取ってくればやりづらい仕事だと思うので、人をどうしていくのかは、逆の言い方をすると、耕作放棄地ではないですけれども、放棄された森林が増えていくと、むしろ札幌市森林組合で面倒を見てよみたいなことになりかねないよねという気もしているので、このあたりの人員構成はもう少し気を配られたほうがいいのかないかなと思いましたというのが一つ目です。

それから、今度は市のほうにご質問ですけれども、今、森林環境譲与税で市にお金が入っていると思うのですけれども、自治体によっては使い切れなくて困っていますよみたいなお話をたびたび聞いてはいるのですけれども、札幌市は、ちゃんと使い切っているのでしょうか。

●建設局

森林環境譲与税のことについてお答えいたします。

先日、決算特別委員会が終わりまして、つい先ほど令和6年度の決算が出たところなのですが、6年度に関しましては、これまで積み立ててきた譲与税も全部使い切りまして、今、基金残高もゼロという状況になってございます。

前提として、札幌市に3億円ほど森林環境譲与税が入っているところですが、基金積立分1億9,000万円と合わせて、令和6年度は5億円ほど執行したところです。

令和7年度につきましては、まだ事業を進めているところですが、森林整備、木材利用を合わせて2億円ほどの執行を予定しているところですが、残り1億円ちょっとは、将来の大型事業に備えて、また基金に積み立てるといような動きで今やっているところです。

ただ、全般的には、森林環境譲与税はきちんと森林整備に充てるということで執行していておりますので、計画的にやっているところでございます。

●小島委員

分かりました。

札幌市森林組合が赤字になってまでやるというののもいかなものかとは思っているので、ぜひこれらもうまく活用していただきながら、整理をしていただけると

よいのかなと思います。

あるいは、ある程度、札幌市森林組合の職員の方の処遇を改善しないと、恐らく、人は定着しないということだと思うので、その辺も含めて、結構、数字の字面だけ見てもかなり危機的な状況だなという印象を持っているので、その辺は、札幌市も含めて、フォローしてあげる必要があるのかなと思ったところでした。

●推進課長

ほかにございませんか。

●内田副委員長

現状を踏まえると、人的関与がなくて、出資だけされているということで、あとは、札幌市の現職の職員の方が理事会にオブザーバーとして参加していて、一応関与しているようには見えるのですけれども、形式的に見ると、オブザーバーは恐らく発言権がなくて、組合からしてみても、300万円ぐらいしか出していないので、何か、口出しというか、あまり関与の実態がないのかなというのはあるかと思うのです。やはり、300万円を引き揚げられると、お金を借りるときの信用などがなくなるので、継続したいというのは分かるのですけれども、実際問題としてどうなのですか。オブザーバーとして参加されている方の意見というのが、ちゃんと意思決定に反映されるような仕組みはないと思うのですけれども、実情はどうなのですか。

●建設局

年に6回理事会が開催されていまして、我々は都度参加させていただいているところなのですが、組合からアドバイスのなところを求められることもあったり、技術的な話も含めて、森林整備全般についての相談等も受けることもありますので、そういったことに関しての関与という部分ではあろうかと思います。

ただ、委員がおっしゃるとおり、金額も微々たるものとすとか、実態として発言権がないところですので、そういった意味での関与は非常に薄いかなとは思います。

一方で、札幌市の立場としまして、現在、組合への事業発注も一般競争入札で発注しておりまして、出資者である反面、発注者でもあるという立場から、発注についての込み入った話というものもできない部分がございます。我々としても、立場は微妙だなという認識もございますので、今後、そのあたりの関わり方というのは慎重に検討していかなければいけないと考えているところです。

●内田副委員長

理事会でいろいろ有益な意見をいただけるといういい面があるとしたら本当にいいなと思ったのですけれども、ただお墨つきだけもらうためにというのであれば、そういう形骸化したものはなくてもいいのかなと思いました。

ありがとうございます。

●推進課長

ほかにございませんか。

●高橋委員

役員が7名、職員16名ということですが、人件費が、経常増減のところだと2,139万円になっていて、ちょっと安過ぎるような気がするのですけれども、どう見たらよろしいのでしょうか。

●札幌市森林組合

まず、理事の人的にかかる費用というのは、基本的には役員報酬という形で、理事6名で220万円、監事2人で14万円がマックスでございます。

ただ、この2年ぐらいは赤字でございましたので、役員報酬、特に、代表理事組合長の役員報酬は一部返上しております。

それから、作業員絡みの人件費でございますが、今、15名いますけれど

も、半分は季節雇用でございます。半分为通年雇用ということで、恐らく、通年雇用の平均が400万円ぐらい、季節雇用者が100万円ちょっとということで、人件費的にはそういう数字になってきます。

●高橋委員

ありがとうございます。

●推進課長

事務局からも質問をさせていただきます。

人員数と、先ほどの逆ざやというお話もあって、お伺いしたかったのですが、けれども、この森林整備事業の実施方法で、市から森林組合が元請として受けて、下請に発注するということを通常の形としているのか、昨年度でしたか、納期の関係で再委託したというのが特例的な感じだったのか、その辺はどうでしょうか。

●建設局

通常は、組合が直営で職員を抱えられておりますので、基本的には直営でやっていくというのがスタンダードで、時には部分的に外部委託するということもあるというようなやり方でございます。特に令和6年に関しては、時期的なこともあったということで、非常に工期の遅れというのが懸念されておりました。

●札幌市森林組合

詳細について、私から説明いたします。この赤字を出した事業は、作業期間が令和5年の秋から令和6年3月までだったのですが、こちらの初動も遅くて、本来であれば12月いっぱいまで作業を終えるべきのところ、伐倒して、そのまま冬場は置いておきまして、3月上旬ぐらいに再開いたしました。

実は、白旗山というのはスキーコースが入っておりますので、冬場の作業はできないということで、3月に当別町を中心として応援を頼みまして、延べの機械台数が170台弱、単価が7万円ぐらいですので、それだけで1,300万円の経費をかけて集材作業に当たったということで、こちらの作業の遅れが、この1,300万円強の赤字の原因でございました。

それに関しましては、札幌市にも申し訳ないので、翌年に関しましては、入札の参加辞退ということになっています。

ただ、今年に関しましては、それなりに力がついたということで、今、一生懸命、集材等の活動をして、納期の12月末までには終わらせるということでやっております。

●推進課長

ほかにご質問などはございませんか。

●内田副委員長

事業内容1ですけれども、市からの業務委託料がR5年度とR6年度を比べて1,000万円ぐらい下がっていて、かつ、一般競争入札ですから、1年間でそこまで下げて応札せざるを得ないような状況が何かあったのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

●札幌市森林組合

お答えいたします。

一般競争入札は令和5年度のスタートですが、それまでは随意契約でございました。

令和4年度の美しい森林づくり基盤整備業務で、他社と約300万円差で落札できなかったことがございました。それで、やはり、当組合の白旗山維持管理業務というのは売上げの7割ぐらいを占めておきまして、これを取られるということは組合の存続に関わるということで、令和5年度は価格を下げて入札をしています。そのときは、前年が3,700万円でしたけれども、3,000万円に

下げています。

令和6年度に関しましては、適正価格による入札を行ったこともあり、3,700万円に戻りましたが、先ほど言った作業の遅れで1,400万円ぐらいの経費がかかっています。

ここの部分に関しましては、作業人数等が増え、人件費等が膨らんでなかなか回収できず、この部門も赤字になったということで、今年に関しましては、白旗山維持管理業務の受注額が1,000万円増額となったため、今のところ順調に推移しているということです。

●内田副委員長

担当が違うので分からないかもしれないですけども、市でも、安過ぎる応札は普通切りますよね。

●推進課長

最低制限価格がない入札になりますよね。

森林の維持管理も人件費がほとんどかと思いますが、清掃警備などであれば最低制限価格というものがあります。それを下回る応札は無効になって、上回る中から最低価格のものと契約していくことになるのですけれども、森林の維持管理の場合、制度上はそれがいい入札ということになります。

●平本委員長

極端なことを言うと、1円入札もあり得るということですか。

●推進課長

そのまま契約をするかどうかというのは、判断にはなるかなと思いますけれども、一応認められる入札にはなります。

ほかにご質問はよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●推進課長

それでは、これでヒアリング終了とさせていただきます。

所管課、団体の皆様、ここで入替えとなりますので、ご退室をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

{ 所管事業部局、出資団体退室 }

●推進課長

次は、札幌市職員福利厚生会、所管課は総務局職員健康管理課となります。

{ 所管事業部局、出資団体入室 }

●推進課長

お越しいただき、ありがとうございます。

本日は、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初のご発言のみ、肩書とお名前をおっしゃっていただくことと、マイクを通してのご発言にご協力をお願いします。

マイクは前後に1本ずつ用意しております。

それでは、5分間をめぐに団体概要、事業概要、関与が必要な理由など、資料のポイントについて簡潔にご説明をお願いいたします。

●総務局

職員健康管理課長の信太と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、一般財団法人札幌市職員福利厚生会の概要につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目の1、基本情報をご覧ください。

設立が昭和61年で、本市出資額は300万円、出資割合は10%となっております。

設立目的ですが、地方公務員法第42条の趣旨により、市政の円滑な運営に協力するとともに、職員の福利厚生事業を一元的に行い、もって市民の福祉増進に寄与することとしております。

出資目的ですが、当団体への出資により、職員の元気回復、福利厚生事業が行われ、最終的には、設立目的と同様となりますが、市民の福祉増進に寄与することを目的としております。

続きまして、資料2ページに移ります。

5の本市の財政的関与をご覧ください。

福利厚生は勤務条件の一つでございまして、また、地方公務員法に基づく地方公共団体の責務として、札幌市から交付金を支出しているところでございます。

福利厚生事業を行う上では、会費収入もございまして、会費を1とした場合の公費の比率は、令和6年度の決算で0.27となっております。こちらは、社会情勢や本市の財政状況等も踏まえまして、これまでも段階的に削減をしてきたところでございます。

その下の6、所管局による検証をご覧ください。

(1) 団体の在り方、出資の在り方についてですが、地方公共団体の責務である福利厚生事業が当団体により効果的に展開されておりまして、今後も市として必要な関与を行いながら、引き続き事業を実施していく必要があるものと認識しております。

その下の(2) 経営の安定性や自立を高める方策になりますけれども、財政状況を立て直すため、令和5年度には収入、支出ともに見直しを図ったところでございます。

今後も経営の安定化に向けた検討をしていく必要があると考えております。

資料3ページ目に移ります。

事業ごとの状況についてでございます。

事業内容1、職員の福利厚生事業です。

事業内容は、リフレッシュ事業をはじめ、教養文化事業、体育・レクリエーション奨励事業等がございまして、必要に応じて市の交付金の一部出ております。

所管局といたしましては、指標に設定しておりますベネフィット・ステーション会員専用サイト登録数や、庁内大会参加人数が目標を達成しておりまして、事業の有効性は十分であると判断しております。

資料の4ページに移ります。

事業内容2、市民の便益に資する事業（売店、食堂等の管理運営事業）でございます。

こちらは、市役所本庁舎や区役所の売店と食堂の管理運営を通じて、職員の福利厚生と来庁市民の利便性向上を図っております。

続きまして、資料5ページに移ります。

事業内容3、青少年等スポーツ及び芸術文化ふれあい事業でございます。

こちらは、平成25年に一般財団法人化するに当たりまして、公益目的支出計画として定めた事業で、計画的に支出しているところでございます。

最後、資料6ページ目に移ります。

Ⅲの役員・管理職情報についてでございます。

本市からの人的関与といたしまして、代表理事の総務局長をはじめとして、9名が理事または幹事として非常勤役員で就任しております。そのほか、常勤と

いたしましては、これまでも順次引き揚げを行ってきておりまして、現在は、管理職として部長職1名と係長職1名、計2名を派遣しているところでございます。

本市との連絡調整、連携のため、また、自立した団体運営のための組織づくりの観点から、引き続き派遣を継続予定でございます。

説明は以上です。

●推進課長

それでは、委員の皆様から、ご質問などをお願いいたします。

●高橋委員

2点質問があるのですが、まず、職員の福利厚生事業についてですけれども、市の補助金以外にその他収入があって、むしろ、その他収入のほうが多いのですけれども、この内訳を教えてくださいたいと思います。

それから、3に関しては、これは職員のためのというわけではなくて、一般的な市民向けの事業なのかなという気がするのですけれども、ここの団体で扱うようになった経緯などがあれば、教えてくださいたいと思います。

●札幌市職員福利厚生会

職員福利厚生会事務局長の工藤と申します。

まず、1点目のその他収入の部分ですが、ここは大きくは会費収入になっています。会費収入で3億4,000万円程度あり、その会費収入が収入の6割ほどを占めているので、一番大きいのが会費収入です。その他、交付金、あとは、収益事業として、保険の関係で、保険料の手数料として6,400万円程度ありますので、そちらがその他収入の主な内訳です。

次に、青少年等スポーツ及び芸術文化ふれあい事業は、公益目的支出の事業としておりまして、平成25年に当団体が一般財団法人化するに当たって、平成25年3月31日を起算とした資産の中で、公益目的財産額というところが北海道知事から確定されていまして、3億4,000万円ございました。それを公益目的支出という形で、その後も継続的に計画を持って支出するというところで、道に計画を出して、年間500万円程度を支出して、この事業を行っているということです。

●高橋委員

そうすると、事業内容3に関しては、どこかでできなくなるというイメージでしょうか。

●札幌市職員福利厚生会

この3億4,000万円を使い切るまでという形で、現在、令和6年まで続く予定です。段階的に500万円ずつ使っていくと、そういう形になるということです。

●高橋委員

ありがとうございます。

●推進課長

ほかにごいませんか。

●小島委員

幾つか質問させていただきたいのですけれども、まず、組織のプロパー職員の年齢構成が40代以上しかなくて、20代、30代が0人という状況ですけれども、これはどういうことなのだろうというか、組織として、自然減でなくそうしているのか、それとも、中途採用を取ろうとしているのだけれども、採用できないのか、このあたりがどうなっているのかを教えてくださいたいです。かなりいびつな形に見えるのですよね。

●総務局

プロパー職員に関しましては、これまで、財政状況立て直しのため、採用に

ついて退職不補充を基本としてきたことから、職員の多くが50歳前後と年齢構成に偏りが出てきてしまっております。

ただ、新規採用については、検討が必要な時期に来ているものと認識はしているところでございます。

●小島委員

それから、他の自治体では持っているところもあるけれども、持っていないところも多いよねという状況になっているわけですが、他市は、この辺、どういうやり方をしておられるのか。

例えば、ベネフィット・ステーションは私どものグループも使っていますけれども、ああいうものを使って組み合わせれば、別に、こういう財団がなくても福利厚生事業はできるような気もするのですよね。そこも含めてですけれども、他市はどのようなやり方をしているのか、多分、ある程度調べておられると思うので、ご紹介いただけますでしょうか。

●総務局

まず、政令市全てに福利厚生事業を行う互助団体はございます。

なお、札幌市と同じように一般財団法人の形態を取っている地方公共団体としては、東京都、京都市、大阪市、広島市、福岡市がございます。

当団体を設立して実施する意義についてですけれども、福利厚生事業がとても多岐にわたるので、これをより効率的・効果的に展開する必要があるとして、会費及び市からの交付金の管理執行に加えて、保険収入等の収益事業等も行なうなど、専門的な知見の経験の蓄積が期待されておりますので、札幌市としては、今、福利厚生会が一元的に実施することが適切と考えて事業を展開しているところでございます。

●小島委員

福利厚生事業は、別に、市役所や役所に独特のものではなくて、普通に民間企業にもあるものなので、基本的には、今、これでやっているような事業、先ほどのコンサートをやりますとか何とかというのは別ですけれども、いわゆる福利厚生本体の事業というのは、民間企業でも普通にできる仕事、むしろ、民間企業のほうで得意としている事業の一つだと思うのです。これを財団を抱えて直営でやる必要が本当にあるのか、あるいは、よくも悪くも、今、40代以上しか年齢構成がないので、これを機に完全に民間委託にしてみますと、退職不補充でそのまま事業を縮小・廃止していきますというやり方もあると思うのですけれども、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

●総務局

福利厚生会の事業ですけれども、市職員の福利厚生の中でも、勤務条件と密接に関わる内容を扱っております。市の人事制度や勤務実態を理解した上で福利厚生を設計できる点も、民間には代え難い強みでございまして、また、福利厚生の基本設計や、補助金、積立金の管理などは、個人情報、給与情報も扱うので、市の信頼性と一体的に運営する必要があり、今の出資団体が適切な運営主体とこちらでは考えております。

●小島委員

今の発言はおかしいと思うのですけれども、では、民間企業に委託をするというのは信頼感がないとおっしゃっているのですか。

では、こちらの団体は、PマークやISO9001などを取得されているのでしょうか。民間企業と比べて、情報管理が適切に行われているとか優勢であると言えることはあるのですか。

ちゃんと調べた上での回答でしょうか。

●札幌市職員福利厚生会

そのようなものは特に取得してはございません。

リフレッシュ事業につきまして、今、委員がおっしゃっていた、まさにベネフィット・ステーションに関しましては、私どもから委託して事業を行っているところですよ。

我々がそのような事業を行っている意義に関しては、ほかの慶弔事業などを一元的に扱っておりますので、そういうことを効率的・効果的にできるというところで、そのような事業を担っているというところを、我々としては団体の意義と考えているところでございます。

●小島委員

民間企業でこういう福利厚生事業を請け負っている会社は、いろいろな会社のもを受けているので、多少制度が違うというものも含めて、普通に丸抱えしているわけですよ。そういうことをやっているところがあるにもかかわらず、本当に代替性があるのかどうかをきちんと比較検証をしないで、市の職員の情報が安定、安全なので、そのほうに流していますというような言い方というのは不用意な発言だと思います。

きちんと調べているか疑問です。

本当に民間代替性があるのであれば、比較検証するべきだと思います。しかも、安全ですと言っているのに、PマークやISMSを取っているわけではないのです。本当に安全かどうか分からないです。

今までやってきたので、こういうふうにしていますよというところが非常に強く出ているので、そこは反省していただく必要があるのではないかなと思っています。

もう一つ、最後にご質問ですけれども、最後の資料で、理事の方が非常勤で9名おられると承知をしています。この方々がどれくらいお給料をもらっているのか、いないのか、それから、具体的に何の役割を果たしているのかというのを少し教えていただけますでしょうか。

●総務局

理事、評議員は、いずれも無報酬でございます。

なお、幹事のうち1名は、市職員ではない公認会計士の方をお願いしていますので、そちらについては役員報酬を支払っております。

理事の役割ですけれども、理事が大きく二つに分かれておりまして、市の人事部局の役職者の関係の者と、職員組合の関係者がおおむね半数ずつとなっております。

福利厚生に関する事業ですけれども、勤務条件や職員の生活支援など、人事制度と密接に関係する内容が多いため、双方の立場で理事として関与することが公平性の確保につながると考えております。

人事部局系理事は制度運用の実務運営に精通しておりまして、また、組合系理事は現場職員のニーズを把握しておりまして、そういったことから人選としております。

●小島委員

理事も、こんなに非常勤の理事が要るのかなという印象です。別に、こんなに要らないのではなかろうかと。評議員もおられるので、結局、理事の数が多くなればなるほど調整コストもかかるということで、業務が非効率化しているというところもあると思うので、別にお金を払っていただければいいのではないかなというのがそちらのスタンスなのかもしれませんけれども、業務の効率化の観点で言うと、理事の数が多いいというのは決していいことではないと思いますので、その辺も見直されるほうがいいのかなと思っていますところですよ。

●推進課長

ほかにはございませんか。

●内田副委員長

まず最初に、ほかの政令指定都市の状況で、札幌以外に、東京と京都市等と同じような形態を取っているという説明がありましたけれども、そういったところでもやはり出資をされているのかというのが1点目です。

もう一つの質問は、特に、事業内容1ですけれども、職員の福利厚生事業に交付金を入れて対応するというのが、ほかの政令指定都市でも行われているのですか。私は、自分の所属先でも、どこからお金に来てそういうものが提供されているかよく分かっていないところもあるのですが、会費だけで賄えるようにやっているのか、民間会社だと、会社が払うというところは特に問題ないのですけれども、それを自治体がやると税金になってしまうので、そういう点を考えると、ほかの地方自治体とかでも交付金を入れてこういう福利厚生をやっているところがあるのかを教えてくださいたいと思います。

あと1点、会費は、月あたりでどれぐらい取られているのですか。

●札幌市職員福利厚生会

まず、交付金の関係ですけれども、東京都、京都市、大阪市、広島市、福岡市の中で、東京都と広島市、福岡市は交付金を支出しております。京都市、大阪市に関しては、交付金の支出はないです。ほかの互助会も含めて、多くの団体が交付金を支出しておりますが、政令市の中で五つの市は交付金を支出していないという状況になっております。

会費に関しましては、給料月額額の5.5%ということで、毎月5.5%を会費として徴収しているところでございます。

●内田副委員長

ありがとうございました。

●総務局

事業内容1の中で、他都市の交付状況という話があったのですけれども、指定都市別の公費を伴う個人給付事業が出ている国の資料がございました。それを見ると、幾つかのメニューがあるのですけれども、例えば、札幌市だと、人間ドック補助、永年勤続補助、レクリエーション補助などに対して公費を負担しており、他都市でも同じように、そこに公費を支出しているという都市も幾つかはあるところで、同じ資料で見ると、逆に、他都市では慶弔金などのメニューで公費を入れていたりもするのですけれども、札幌市はそれは会費のみで行っていたりもして、それぞれのメニューで公費を入れていたり、入れなかったり、それぞれの都市の状況でばらばらというところでございます。

●札幌市職員福利厚生会

1点訂正させていただきます。

会費ですけれども、1,000分の5.5でした。申し訳ありません。

●内田副委員長

その1,000分の5.5が、ほかのところと比べて多いのかどうか、あとは、投入されている交付金が、札幌市の場合は9,000万円ですが、それがほかと比べてどうなのかというところも興味があるのですけれども、いかがでしょうか。

5.5%は、すごく払っているのだなと思いましたけれども、1,000分の5.5となると話が変わってくるような気がします。

●札幌市職員福利厚生会

5.5のところは、会費収入としては政令市の中で2市でございます。

多くは、10市が1,000分の5でございます。その他、4.5のところは1市、1,000分の4のところは5市ございまして、あとは、3と2.8が1市ずつなので、ほぼ半数以上が5か5.5になっているところでございます。

●総務局

公費の支出額に関する他都市との比較ですけれども、こちらも国が出している、ちょっと古いですが、令和3年の資料を見ますと、額としては札幌市は比較的多い都市に入ります。広島市が1番で、その後、札幌市が2番になっております。

ただ、一方で、公費率という会費に対する交付金の率で見ますと、札幌市は7番目といった数字になって、下がってくるということになっています。

●内田副委員長

交付金の方見方として、職員数なども違うので、1人当たりどれぐらいというので見ると比較できると思いますので、もし今なければ、後で教えていただきたいです。

●総務局

1人当たりの額につきましても、同じく国の資料で公表されていまして、令和3年の予算ベースになりますけれども、札幌市は6,066円です。これも、他都市と比較した場合には、4番目の数字になります。

●推進課長

ほかにございませんか。

●平本委員長

お尋ねしようかどうか迷っていたのですが、何が言いたいのかというと、設立目的のところの「もって札幌市民の福祉の増進に寄与する」とか、事業内容2では「市民の便益に資する」と書いてあって、もちろん職員の方も市民ですから、そういう意味で市民という言葉を使っているのだとしたら、そうかなと思うのですが、でも、目的は市の職員の福利厚生会ですから、あまり市民の福祉という大きなことを言わないほうが、組織として目的がクリーンになるような気がします。何か、かえって取ってつけて、怪しい雰囲気を与えてはいやしないかと思うものですから、職員も市民なのだからこれでいいのだというご理解なら、それも一つの解釈なので、文句はないです。けれども、ぱっと聞いたときに、市民はこの札幌市職員福利厚生会から何をしてもらっているのかなと思ったのです。

あえて言うなら、事業内容3がそうなのだと思うのですが、ややこういう書き方はお役所的で、私にとっては違和感がありましたという感想みたいな話で申し訳ありませんけれども、以上でございます。

●総務局

どうもありがとうございます。

まず、事業内容3のお話がありましたが、事業内容2の食堂に関しまして、この建物、あとは、各区役所の食堂で、市民の方も一緒に使っているということがございます。

全体の話は、委員がご指摘のとおり感じる方もいらっしゃるのかなと思いつつ、やはり、我々職員が仕事をしていく上で、この福利厚生によって、例えば、職員のモチベーションが上がったり、公務能率を上げていくということが目的の一つですので、それによって、最終的にやはり市民の皆さんに還元していきたいという思いが強く表れた結果として、定款としてもそれが入っております。

●平本委員長

そういう精神はよく分かりますし、決して、直せとか、けしからんとか、そんなようなことではないのです。ぱっと聞いたときに、ちょっと距離があるような気がしましたというぐらいのことでございます。

●改革推進室長

これは、定款上の文言をそのまま書いているということなのですね。

●総務局

(了承の意を示す)

●推進課長

ほかにございせんか。

●高崎委員

事業内容 1 の福利厚生事業の中で、収入のところの交付金、その他収入で賄われていると思うのですけれども、やはり市民目線で言うと、市の職員の方の福利厚生に交付金というのがところに多分引っかかる方がたくさんいらっしゃると思います。

民間の事業、民間団体だったら、当然、会費収入だけでこういう福利厚生事業を運営されているところもあると思いますので、やはりこの交付金がなぜ必要なのかというところは、明らかにというか、本当にここにこれだけの支出が必要なのかは、もう少し精緻化して聞きたいところです。この福利厚生事業の事業内容を 11 項目上げていただいていると思うのですけれども、それぞれの事業ごとの収支で何か分かるものがありましたら、後日でいいので、ご提供いただきたいと思います。

●推進課長

今、何か答えられることはございますか。

●札幌市職員福利厚生会

事業ごとの収支に関しましては、後ほど出させていただきますと思います。

収入が、会費と交付金と、収益事業で行っている保険料の手数料というものを充てておりますので、正確な内訳は少し難しいかもしれませんが、収支状況というのはある程度出させていただきますと思います。

●推進課長

ほかにございせんか。

●内田副委員長

平本委員長の意見にすごく賛成で、何か、「市民の」とつけていることですが、これぐらいのお金が入っていてその中で事業が幾つかあってという、恐らく、資料の 1 ページ目、2 ページ目みたいな内容が広く市民に公表されていて、それが市民から見ると、市民全体にいい影響がいくようなものに対して 9,000 万円入っているというふうに取ると思うのですよね。

何か、見方を変えると、それが隠れ蓑で、実際は職員の福利厚生にしかお金が入っていないのにとわれる方も多いと思うので、定款を変えられるのだったら、ちゃんと変えて、きちんとやったほうがいいのかなと思います。

恐らく、内訳で事業ごとに出ることはないと思うので、そうすると見え方が全然違って、そういうこともあるかと思います。これは意見です。

●推進課長

ほかにご質問などがある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●推進課長

今、ちょうど 30 分ほどたちましたので、もしなければ、ここで、終了とさせていただきます。

では、これで所管課、団体の方、ご退室をお願いいたします。入替えとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

{ 所管事業部局、出資団体退室 }

●推進課長

次は、一般財団法人札幌下水道公社、所管課は下水道河川局経営企画課となります。

●推進課長

お越しいただき、ありがとうございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

最初のご発言のみ、肩書とお名前をおっしゃっていただくことと、マイクを通してのご発言にご協力をお願いいたします。

マイクは前後に1本ずつ用意してあります。

それでは、5分間をめに団体概要、事業概要、関与が必要な理由など、資料のポイントについて簡潔にご説明をお願いいたします。

●下水道河川局

下水道河川局経営企画課長の藤瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般財団法人札幌下水道公社につきまして、お手元の資料に基づきご説明をさせていただきます。

まず、当団体の概要についてご説明いたしますので、資料1ページ、それから、2ページをご覧くださいと思います。

当団体は、下水道整備が進むにつれて増加する下水汚泥に対処するため、資源化・有効利用やそれに関連する施設の運転管理を行うことを目的として、昭和58年に設立されたものでございます。

当団体では、下水汚泥処理や水処理の総括管理業務のほか、下水道科学館運営業務や河川に関する業務も受託しており、幅広く市の下水道事業や河川事業を実施しているところでございます。

次に、当団体への出資や人的介入を必要とする理由についてご説明いたします。

当団体が行う汚泥処理施設や水処理施設での総括管理業務は、民間事業者が受託する施設の運転を総括的に管理するものでございます。市の事業を補完、代行するという重要な業務を担っているところでございます。

特に、汚泥処理は、下水道事業で必ず生じるものでございますけれども、当団体は設立当初から汚泥処理施設の管理を行っており、汚泥処理の技術、ノウハウを継承しているものでございます。

下水処理に従事する市職員が減少する中で、市の事業を補完、代行する重要な役割を担っており、技術やノウハウを継承してきた当団体は、市の下水道事業に不可欠な存在であるため、引き続き出資や人的関与の継続が必要であると考えております。

続きまして、事業ごとの状況についてご説明させていただきます。

資料3ページと4ページをご覧くださいと思います。

当団体におきましては、主に五つの事業を実施しておりまして、このうち市が支出している事業は四つありますが、合計で当団体の収益の95%以上を占めている下水汚泥処理施設総括管理事業と水処理施設総括管理事業の二つの事業に絞ってご説明させていただきます。

まず、市の委託方法についてでございますけれども、汚泥処理施設と水処理施設の委託につきましては、総括管理業務と施設の運転管理業務に分けて発注をしているところでございます。

総括管理業務とは、中身を申しますと、施設の運転管理に関する監督、技術的指導、それから、本来は市が担うべき管理業務であります。設備の補修や故障対応などを当団体が受託しているというのが業務の内容となっております。

施設の運転管理業務につきましては、施設の運転操作監視、それから、点検

作業等の現場管理の業務であり、民間企業が担っているところでございます。

次に、汚泥処理と水処理について簡単にご説明いたします。

汚泥処理とは、各水再生プラザから発生する下水汚泥を集約し、スラッジセンターなどの施設において脱水から焼却までの処理を行うものです。

水処理とは、家庭や工場から排出される汚水などを水再生プラザにおいてきれいな水に処理してから川に流すというものでございます。

これら二つの事業につきましては、市の下水道事業に密接に関係しておりまして、公社の運転管理業務、履行业者へのマネジメント能力や技術とノウハウの蓄積を踏まえ、公社以外への代替は困難であると考えているところでございます。

実際、令和2年度の包括外部監査におきましては、下水道事業の確実な履行確保の観点の下で、本業務委託契約は公社以外の第三者との契約は不可能とされたところでございます。

最後に、市の人的関与の状況についてご説明いたします。

資料1ページ目になりますが、1ページ目下段にございます3、団体職員・構成員等、それから、資料の8ページと9ページに役員・管理職情報がございますので、こちらをご覧くださいと思います。

まず、市OB職員についてでございます。

役員といたしまして、理事長と常務理事の2名、管理職が6名、一般職が5名の計13名の市OB等が勤務をしているところでございます。このうち、役員と管理職についてご説明させていただきます。

理事長は団体の代表理事として、常務理事は理事長を補佐する業務執行役員として、それぞれ業務全体の執行管理を行っているところでございます。

市のOBが就任する理由といたしましては、市の政策的な意向が公社の運営に反映されることから、市との密接な連携が不可欠であり、下水道をはじめ、市の行政に精通している市の管理職経験者が最適であるとしたものでございます。

管理職の6名は、下水道科学館長、それから、汚泥処理や水処理の各施設の事業所長を務めております。

こちらも市OBが就任する理由としては、下水処理技術や行政全般に関する幅広い知見を持ち、優れた調整力を有する管理職経験者が必要であるためとなっております。

次に、本市より派遣されている職員についてです。

派遣職員は、部長職1名と一般職2名の計3名となっております。部長職は、事務局長として団体事務の総括を行っているところでございます。

派遣が必要な理由としては、団体職員や委託先の民間事業者に対する技術指導が必要であることや、市の幹部職員と迅速かつ円滑に協議を行うこと、それから、事務手続の適正化や効率化のため、市職員の持つ知識や経験、人事管理能力が必要であることなどによるものでございます。

一般職2名については、今年度から、水処理施設総括管理事業におきまして、新たに茨戸水再生プラザが委託先に追加されたことに伴いまして、技術継承を図る目的で派遣されており、派遣期間は令和8年度までの予定となっております。

札幌下水道公社の説明につきましては、以上でございます。

●推進課長

それでは、委員の皆様から、ご質問などをお願いいたします。

●高橋委員

公益目的支出についてお尋ねしたいのですが、平成24年時点で1億6,300万円ほどの公益目的財産額があって、令和10年度に公益目的支出を完了

する予定だったが、計画を上回って令和7年度には支出を完了する見込みであると記載があるのですけれども、この公益目的支出というのは、下水道科学館の赤字分という趣旨なのか、それとも、ほかにあるのかということと、仮に、下水道科学館の赤字分がこの公益目的支出だとしたら、これを使い切った後は、この赤字分はどうしていくのでしょうか。

●札幌下水道公社

札幌下水道公社の理事長の大平です。

私からお答えをさせていただきます。

公益目的支出ですけれども、赤字分ということではありません。下水道科学館の業務委託は市から受けております。館の運営や事業費もいただいています。

我々は、それにプラスをして、小学校にバスを派遣しまして、小学生に学校の授業としてバスで下水道科学館まで来ていただいて、処理場の見学をさせたり、下水道科学館の中の説明をしたりというような事業については、独自事業という形で行っております。

それと、独自のイベント事業も下水道科学館で行っておりまして、それは赤字補填というよりは、そういう事業をプラスしたほうが子どもたちへの下水道に関する理解が進むという判断で行っているものが一つでございます。

それから、札幌下水道公社は調査研究事業というものも大きな柱にしておりまして、ここにはあまり出ていないのですけれども、水処理、汚泥処理での課題については、自分たちでテーマを決めて研究をしておりまして、例えば、汚泥であれば堆肥利用や、効率的な汚泥処理がどうなのかということで委託をしたりしながら調査研究事業をしております。

そういったものに公益目的支出を充てていましたので、赤字補填というよりは、市の委託費の契約差金が出るものですから、その金額の一部を調査研究と下水道科学館のプラスの事業に充てていたということでございます。それが今回、令和7年度で、予定の金額が執行できるということです。

その後ですけれども、この公益目的のお金は、別段用意しているわけではなく、正味財産の中から支出をしておりますので、この計画が終わっても、何ら今までとお金のもとだとか、使い方は変わりませんので、このまま継続をして、調査研究事業と下水道科学館の自主事業は引き続き行います。その結果、マイナスにはならないです。もともとあった1億6,300万円も、正味財産の中のお金でしたし、今後も現在の正味財産の中から支出していきます。これから赤字化になるということは一切ないという、ちょっと分かりづらいですけれども、そういうことになっております。

●高橋委員

ありがとうございます。

●高崎委員

高崎から、役員の方の役割についてお聞きしたいのですけれども、10ページの一般財団法人札幌下水道公社の機構図を見ていますと、黄色の枠の方と、赤色の枠の方が札幌市のOB・現職派遣の方ということで、責任ある立場になる方が結構多いのかなと見ていたのですけれども、特にこの市のOBの方が、事業所長とか、下水道科学館長でなければいけない、何か理由があったりするのかなというのがちょっと気になったところです。

今現在は、事業所長や館長は市のOBの方なのですけれども、今までそうではなく、プロパーの方がこの立場になられたことがあるのかというものも併せて教えていただければと思います。

●札幌下水道公社

現在、市のOBがついている現場の所長ですが、札幌市の施設で、札幌市が設計、施工しておりますので、そういった施設を熟知していないと所長職とし

での役割が果たせませんので、今就いている職員は、そういった経験のある職員がちょうど60歳になって退職するときに、こちらにそういう要件に合った方がいれば来ていただくという形にしておりますので、即現場の管理ができるということで置いております。

ただ、今後、そういった職員がだんだん減ってきますので、そうなったときに、その後に補充できるか、充当できるかというのは、今後の課題だと思っています。

一方で、1ページ目の右下にプロパー職員の年齢構成の表がありますが、現在、公社は、汚泥処理施設ができた当時の職員が辞めて、代替わりをしているところです。この50代の7名も、もう60歳近くになっておりまして、これからは、30代と40代の職員が、施設を熟知した上で所長になるべきとも思っておりますので、この30代、40代が数年後にそういう職に就けるように、OBの力も使いながら、技術力や管理力を高めているところであります。

現状は、やはり市のOBに頼らざるを得ない、よく熟知している職員が管理すべきですけれども、いずれはプロパー職員がその職に就くということを考えております。

現に、本社のプロパーの課長は、実は50代後半で発足当時からいる職員ですけれども、施設の管理もやっておりましたので、現場の課長として経験を積んでしっかりそれができるということで、現在は統括の本社の課長をやっております。そういう職員もおりますので、能力を考えながら配置をしていきたいと思っております。

●推進課長

ほかにございませんか。

●小島委員

今の話に関連するところだとは思いますが、やはり市のOBの比率が高いなというのが正直な印象で、全体の組織が70名程度で、13人OBの方がいるのだとすると、2割ぐらいがOBで構成されているということなので、いささか多いなという印象を持っています。

特に、ご確認をさせていただきたいのが、下水道科学館の館長を1人設置して、常勤で置いていると承知をしているのですが、一方で、理事長がいて、理事がいて、館長が専任で1人天下りというのは、このご時世、いささか説明しづらいなというところがあるのです。この方は具体的に何をしているのか、一応書かれてはいるので、字面どおりだとは思いますが、この人を常時配置しておく必要が本当にあるのかどうかというところが疑問点です。いや、どうしても必要なのですということであれば、ご説明をいただきたいのですが、その辺がどういうふうになっているのか、教えていただけますか。

●札幌下水道公社

下水道科学館は、来館者の対応もありますが、先ほどお話ししたとおり、下水処理場の見学案内もしております。下水道科学館のすぐ横に隣接して創成川水再生プラザというものがあまして、従来は、そこで小学生を受け入れて、職員が説明をしていたのですが、今は、我々、公社でその業務を担っておりまして、実際に処理場の中に入って、水の流れの工程が、それぞれ、沈殿池があって、反応タンクがあってという説明をしながら、水がきれいになるまでの説明をするという業務を行っておりまして、それができるのは、やはり、処理場経験者となります。

下水道科学館の運営管理は、どちらかという、来館者対応で、中の説明などをしますが、それプラス技術的な下水道の説明もすることにしておりますので、館長がそこを仕切って案内をしております。イベントも館長が企画をしたり、実際に現場でイベント当日は説明をしたりということで、正直、担当者

以上の仕事を、今、館長が行っております。

来館案内で、嘱託のような形で職員も雇っていますけれども、土・日もありますので、勤務体制を考えると、館長も1人工以上の実際の業務を担っております。そういったことができる職員は必要で、運営上、館長にお願いしているということです。

役員とは違い、現場で戦力的にやっていただいています。館長はOBでなくても、プロパーが育てばいいのですけれども、実際、下水道科学館にはプロパーが1人いますが、再雇用職員で嘱託のような形で、期限を決めて雇っており、技術的な説明ができるベテランを入れるのがなかなか難しい状況ですので、館長に役割を担わせております。

- 小島委員

今、この下水道科学館は、職員は全体で何人おられるのですか。

- 札幌下水道公社

館長と副館長の2人以外に、職員が4人おりまして、計6人で対応しております。

館長は市のOB、それから、副館長はプロパーのOB、あとは、嘱託のような期限付きの職員ですので、正社員的な職員は1人もおらず、経営的にみると人件費を抑えながら運営しているところです。

- 小島委員

単価が安い職員で回しているのは大変結構だとは思いますが、それでも赤字なのですよ。この種の施設は、下水処理場を見てもらうということでは大事なことだと思うので、それはそれでやればいいのですが、こういう箱物が本当に要るのか、年間6万人も来ると言うべきなのか、しか来ない施設に6人を貼り付けて、本当に継続する意味があるのかどうかということも含めて、非常に悩ましい施設だなとも思っているもので、そこで、さらに専任の館長をつけてやるほどの事業なのかということころは、少し疑義があるのかなと思っているところではあります。

それから、ほかも含めてですけれども、天下りの方が全体としてかなり多いという印象は持っております。先ほどのほかの委員のご質問に対してのご説明で、ある程度、施設を動かすためには分かっている人が要るのですよということは承知してはいるのですけれども、ちょっと多過ぎるのかなという気もしております。本当にこれだけの人数が要るのかということころは、再検証が要るのかなと思います。

何が言いたいのかということ、民間代替性が低いとかということ自体、あるいは、この事業の必要性ということについては、この財団の事業については疑義があるものでは全然ないわけですが、逆の言い方をすると、絶対必要なもので、競争性があまり確保されていない事業だからこそ、身ぎれいにしておく必要があるのではなからうかと思っております。その意味で、野放図にOBの方がこちらで仕事をされるということがないようにしていただく必要があるのかなと思ったところでした。

最後はちょっと感想めいた話ですけれども、私からは以上です。

- 推進課長

ほかにございませんか。

- 高橋委員

下水道科学館のほかに、水道記念館というものもあると思いますけれども、水道記念館も同様の運営方法なのかということころを、もし分かれば、教えていただけたらと思います。

- 下水道河川局

水道記念館についても施設としては同じ目的で設置しているものなのですか

れども、下水道科学館と全く同じというわけではなく、運営体系につきましては、今、さっぽろ水道サービス協会が受けて、運営していると伺っているところでございます。

●高橋委員

水道記念館は、民間が運営しているというような形ですか。

●下水道河川局

さっぽろ水道サービス協会も、役員の方などは、水道局のOBの方が入っている形にはなるかと思えます。

●改革推進室長

さっぽろ水道サービス協会も出資団体です。水道局のヒアリングのときに、その事業の関係の話も出てくるかと思えます。

●高橋委員

分かりました。

ありがとうございます。

●推進課長

ほかにございませんか。

●内田副委員長

上下水道は、昔、上が厚生労働省で、下が国交省でした。ここに行かれる方も、今、市の組織も一緒になって、こういうところにOBが行っているのかをお聞きしたいと思っていました。

やはり、OBの方が多いという印象があって、その理由として技術指導と書かれているのですが、では、そのときに、例えば、どういう下水道行政に関わっていて、部長職や局長職をやっているときにそういうポジションにいた方なのか、どういう人が実際に行っているのか。技術指導と言いながら、全然違う部局から行っているようだと、本当にできるのかなと思われるので、現職のときにどういう行政に関わっていたのかをお聞きしたいと思えます。

あとは、それぞれの事業で、例えば、3ページの事業内容1などで、活動指標や成果指標と書かれていますけれども、R5年度の実績に対して、R6年度の目標は低いほうがいいのですか。実績を踏まえて、目標はより高いほうに設定しているのですか。例えば、汚泥含水率が、R5年度で74.8%で、R6年度では76%にしようと言って、R6年度の実績が74.9%となると、それが達成されていたのかどうか。何か、実績があって、より高い目標を掲げているのではなくて、全てがどういうふうに見ればいいのかよく分からなかったもので、それが1点です。

●下水道河川局

処理施設課の大泉と申します。

お答えいたします。

汚泥の含水率のことですけれども、下水処理は、汚い水をきれいにして川に流すのですが、そのとき、汚泥が発生しまして固液分離をするのですけれども、汚泥は含水率が少なければ少ないほど容量が少なくなって、運搬なども有利になってきますので、含水率は少ないほうがいいというものです。

●内田副委員長

そうすると、目標の立て方がおかしいのではないかと思います。

●下水道河川局

目標は、76%以下にしたいということです。

●内田副委員長

実績で74.8%あっても、何か、目標の基準があって、それが76%になっているということですか。

●下水道河川局

申し訳ありません。76%の値の根拠は、今、言えないのですが、少ないほうがいいので、目標は達成しているという状況になっております。

●内田副委員長

分かりました。

●下水道河川局

それから、一番最初にお尋ねいただきましたOBですけれども、基本的には、あまり現場を知らない方に公社にOBとして行っていたとしても、公社としても、実際の現場の仕事を知っている人であるがゆえに活用できるということでもありますし、仕事をしていただいている我々下水道河川局側としても、私たちの処理場がどうなっているのかというのを分かった上での協議というのを前提とした感じでは考えていますので、基本的には、今、OBの方というのは、下水の処理場で勤務したことがあるとか、運営管理計画に携わったことがある方とか、そういった実務経験を持っているという前提で派遣をしているところでございます。

●内田副委員長

分かりました。

そうであれば、運営管理であれば、それなりのポジションのときにそういう行政に関わっていた人ということでしょうか。ある程度、高いポジションにいたときに、そういうところにいた人でいいのですよね。

●下水道河川局

係長、課長職というポジションです。

●内田副委員長

分かりました。

意外と低いんですね。

●札幌下水道公社

今おっしゃられている市のOBの方々は、ほぼ全員が元課長職で、皆さん、恐らく、20年以上は下水道河川局にいて、処理場の経験もありますし、処理施設課という取りまとめの部署、あるいは、施設保全課という設計をするような部署にもいた職員ですので、設備も分かるし、現場の維持管理も分かるという職員です。我々からそういうニーズを出しますので、市で充てていただいているということです。

それから、先ほどの含水率は、実は、札幌がやっている脱水の処理というのは、機械から出てくる後の汚泥の含水率は76%前後が標準的で、メーカーの仕様といいますか、その性能で決まっていますので、それを大体目標にしています。

ただ、含水率が低くなると運搬費が安くなるとか、その後の焼却などの工程で燃料費が安くなることにもつながりますので、76%というその機械の一般的な公定目標に対して、できるだけ低い値に含水量を落とすことができれば、いろいろな経費を落とせるということで、実績はなるべく低くなるよう努力をしています。目標は、ある程度固定的に設定し、実績で上回る努力をしているところです。汚泥の含水率以外でも、下水道法の基準ですけれども、水処理であればBODの基準など、公定的な値を目標として設定していると思います。

●内田副委員長

分かりました。

目標というよりも、基準みたいな感じですよ。

●札幌下水道公社

そうですね。

●内田副委員長

ありがとうございました。

●推進課長

ほかにご質問はいかがでしょうか。
(「なし」と発言する者あり)

●推進課長

今でちょうど30分ほど経過いたしましたので、もしなければ、これで終了とさせていただきますと思います。

本日は、ありがとうございました。

{ 所管事業部局、出資団体退室 }

●平本委員長

では、これで4件のヒアリングを終了いたしました。お手元のシート等を記入された上で、何か聞き漏らしたことや、ヒアリングの途中ではご発言いただけなかったのだけれども、この際、少し発言したいということがございましたら、まだお時間がございますので、ご自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

●改革推進室長

先ほどの下水道科学館、水道記念館もそうですけれども、そういう処理場が浄水場に隣接していて、それを見るだけだと子どもだと難しくて分からないようなことを、隣の下水道科学館で分かりやすく、水の一生とか、下水をどうふうにするかというのが展示されていて、インフラのことを小学生などが知れるのは、そこぐらいしかないのかなという感じですね。

●平本委員長

何かご発言はございませんか。

●小島委員

それに関係してですが、今、室長からご説明いただいたのは、それはそうなのだろうなと思うのですけれども、これまでの本委員会でのヒアリングでお話を伺っていて、消防の博物館みたいなものも札幌市はお持ちだったと思うのですけれども、そういうものをいっぱい持っているなというところがちょっと気になっております。一個一個は、当然、社会科見学に行くための施設みたいな感じで言うと、ないよりはあったほうがいいよねという施設だとは思っているのですけれども、一方で、これから自治体の財政が非常に厳しくなりますよ、子どもも減ってきますよという状況の中で、あれもこれも持っていますと、今日の場合で言えば、わざわざ館長をOBが1人でやっていますみたいなことが、今まではそれで通用したのだとは思っているのですけれども、今後もこういうことが続けられるのか、ある意味、ぜいたくな施設を持続させることができるのかというところが、今回の財団そのものの話とは違うのだけれども、そういうものをずっと持っていて、財政的に本当に大丈夫なのですかというところが気になるなというのは、今日、お話を伺っていて思ったところではありました。

特に、下水道科学館は、ほかの自治体の生徒が来るというわけでもないから、極端なことを言えば、ほかの自治体で言えば、別に博物館は持っていないけれども、下水道処理場をそのまま案内して済ませていますみたいな、私も小学生の頃に見に行ったことがありますけれども、そういうものが一般的だと思うので、わざわざ箱物を持って、確保してやる必要があるのかは、今日のお話を伺っていても疑問が残るなと思ったところではありました。

●平本委員長

これは、今年度の行政評価委員会の課題ではなくて、下水道河川局あるいは札幌市の施策として、こういう箱物を持続させることにどういう意義があるのかということですね。小島委員のご指摘はそのとおりでして、先ほど、基金の使

い道のご質問もありましたけれども、あえて言うならば、こういう箱物をつくったのなら、札幌市の小学生だけではなくて、連携中枢都市圏のいろいろな自治体の小学生にももっと盛んに利用してもらうような、バスを仕立てて小学生を連れてきているのだったら、ぜひ周辺市町村の小学生にも案内して、稼働率を高めるとか、利用者数を増やすというようなことを考えていただけるほうが、差し当たり、今ある箱については健全なのかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

●内田副委員長

札幌下水道公社ですけれども、こういう形でやるのが一番で、民間は不可能だとか説明されていたのですが、ほかのところでは民間にやらせて、例えば、結構前にPFIとか騒いでいて、大体うまくいかなかったのかもしれないですけれども、そういうもので、やはりこういう公社ではないと駄目、あるいは、民間で成功しているところというのが.....。

●推進課長

事前に調べたところ、大阪市で、近年、30年ぐらいの期間、委託でPFI事業でやっているものがあったのですが、大阪なので、結構規模が大きいのですよね。

ただ、それも始まったばかりで、多分、検証という段階にはまだないのかなという気はしていて、いろいろ他都市を調べても、本市にそっくりな事例はなくて、正直、現時点では他都市の状況はよく分かっていないというのが事務局の印象ではあります。

●内田副委員長

私は、さっきの説明で、公社以外不可能だと言われて、大体、そういう説明は、何でだろうといつもよく分からないのですね。

ですから、もしかしたら、民間でも結構もうけを出せるのかなと思いました。

●小島委員

内田副委員長が今おっしゃったように、民間ではできませんと言うけれども、基本的には下水道処理はかなり装置的な作業ですから、上水道に比べると民間委託のハードルは低いのかなという印象を持っておりまして、できません、OBがないと無理ですみたいなのは、説明に疑問が残るなとは思ったところでした。

札幌市職員福利厚生会のところも、今日ご指摘をしましたが、要ることが前提で話をされているのですけれども、結構、今まであまり考えずに前例踏襲で話をしてきたのだなと。だから、財団が持っているほうが情報的には安全ですというための裏付けといいますか、Pマークも取っていない中でそういうことを言うのはどうかなと思っています。それが今まで許されてきたこと自体が問題なのだと思うのですけれども、委託ができる、できない、本当に財団がやるのが効率的であるとか、意義があるとかというところがきちんと整理されていないよなというところがあるのです。だからこそ、こういうふうに見直しをやっているわけですけれども、各所管課がそれを言うてしまうというのは、いかがなものかなというのが正直なところではありまして、そこも含めて指摘をしないといけないのかなと思ったところではありました。

●推進課長

補足をさせていただきます。

今、確認しましたら、大阪市汚泥処理施設整備運営事業というものがございまして、PFIでやっております。期間が令和5年から令和30年で、契約金額が1,124億円ということで、VFMと言って、PFIすることにより、通常、市が、例えば、公社でやるようなやり方に比べると、7.7%効果が出る

と、安いということです。1, 124億円の契約で、トータルで70億円安くなるだろうという計算です。

でも、そのリスクをどう取るかというのもあるかと思います。事業をやっているのは、メタウォーター株式会社、月島JFEアクアソリューション株式会社、大栄環境株式会社、三重中央開発株式会社、ツネイシカムテックス株式会社という事業者が出資をして行っているの、民間でもやっている事業者はあるのだろうかというところではございます。

●平本委員長

下水道の、特に二つの処理事業については、公社は、恐らく、いろいろな部分を民間に再委託しているのですよね。ですから、公社がやっているのは、監督と施設の維持、メンテナンスで、実際に動かしているのは民間企業なので、そういった民間企業を将来的にもう少し関与を民間に委ねていくという方針で育成していけば、民間が育つということはあるのですけれども、一方で、施設の投資額がものすごく大きいのですよね。

今、1,200億円とおっしゃいましたけれども、水再生プラザやスラッジセンターなども、やはり何百億円規模の施設になっていて、それは、PFIとかいろいろなスキームはあるにせよ、安定的に処理できるかというようなことが、やはり一番の課題だというのが、多分、下水道河川局の方々の問題意識であります。何でそんなことを言うかということ、私は、市営企業調査審議会の下水道部会長を6年ぐらいやっていたものですから、下水の話も少し把握しています。

ですから、北海道において、民間に十分担い手があって、やれる人がたくさんいるという状況ならば、それは十分にそっちを考えるべきなのだけれども、現状がそうっていないということがきつと難しいのです。でも、現状がそうっていないからその現状を肯定していいのかどうかというのは、小島委員がおっしゃるように、検証が必要ですよねという議論なのかなと思いながら、お話を伺いました。

ほかにはございませんか。

●内田副委員長

25%以上の出資だと、議会に報告されているはずなのですけれども、議会ではあまり議論されていないのかなとちょっと思ったのですけれども、どれぐらい厳しく議会で……。

●推進課長

報告書も議員に配られておりますが、報告書の中身のみの質疑というのは、あまりないかもしれません。

ただ、個別の出資団体に関して、例えば、数年前に藻岩山のロープウエーが故障で止まって、観光客に非常に迷惑をかけた、要は、動いていないということの周知に非常に問題があったというケースなど、そういう個別の案件では、議会の委員会、議員から、その運営に関して質すというようなことはありました。

●内田副委員長

そういった点では、この委員会は極めて重要だというふうになるのですね。分かりました。ありがとうございました。

●平本委員長

ほかにはいかがでしょうか。何かご発言はございませんか。

●高橋委員

箱物についてですけれども、小学校の社会科見学で1回行ったきりになるような施設というのは、ちょっともったいないと思うのですよね。やる以上は、やはり、繰り返し子どもが行きたくなるような工夫というのは必要かなと

思います。

社会科見学で行った人数だけで、これだけ成果がありますよではなくて、ちゃんと興味を持って通わないと意味がないのではないかなというところはありますね。

水道記念館は、実は、私の地元なので、もともとすごく小さくて古かったのが、突然豪華になって、子どもとしては行くのが楽しかったのですけれども、いろいろな箱物が果たして効果的なのか、子どもたちに興味を持たれていないような箱物もあるのではないかというところは、何か、どこかで比較したほうが良いような気がします。全てを残すべきかということ、どうかなというところが正直なところですよ。

一方で、水道記念館は、あんなに豪華になって、どこからお金が出たのだろうか、ちょっと気になりました。

箱物以外では、札幌市職員福利厚生会に関してですけれども、民間との比較ができていないのかというところは、ちょっと気になりました。民間に比べてすごく手厚くて、そこに税金が使われているとなると、どうなのだろう、民間の標準レベルぐらいだったら理解はできるのですけれどもというところでした。

●平本委員長

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

では、今ご議論いただきました点をメモしていただいて、一番最後に、8回のヒアリングを終えた後に改めて委員会を開く際に議論をさせていただきたいと思います。

箱物については、高橋委員がおっしゃるとおりだと思います。

実は、下水道科学館をリニューアルするときに、私は下水道部会長をやっている、その部会の中でも、本当にリニューアルが必要ですかという議論がありました。

ただ、下水道河川局としては、これは小学校の重要な社会科見学の行き先だし、もう今、古くなっていて、どうしようもなくなっているの、お願いだからリニューアルさせてくださいというようなニュアンスで、でも、考えてみると、下にこういうような公社がぶら下がっていて、その人たちを養うためにそう言っているのかなというふうに、実際にはそんなことはないと思うのですけれども、疑念を抱かれかねないので、やはりこういう精査は必要だろうと思います。

それでは、若干時間が過ぎてしまいましたけれども、本日はここまでということにさせていただきます、また近々、4回目のヒアリングがございましたけれども、そちらも含めまして、どうかよろしくお願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

お疲れさまでございました。

●推進課長

それでは、次の第4回のヒアリングは、10月31日金曜日、会場はこの本庁舎の地下1階の5号会議室というところになりますので、よろしくお願いいたします。

また、ヒアリングの開催日程ですが、日にちは変わっていませんけれども、時刻を5分ずつ後ろ倒しして組み直してありますので、一応参考までにお伝えしておきます。やり方は本日のような感じで行いたいと思います。

3. 閉 会

●推進課長

それでは、本日も本当にどうもありがとうございました。

以 上